

基調提案 資料

2016.8.5 丸浜 昭

I 『歴史地理教育』に載る沖縄をとりあげた実践（2008年以降）

- 2008・11増<737> 沖縄戦の学びを問い直す―体験学習から伝承学習へ〈小5〉／小杉雅彦
- 2009・7増<747> 「さとうきび畑」の歌と沖縄戦の実相〈中〉／平井美津子
- 2009・8<748> 近藤一さんに学ぶ―二つの戦場での加害体験〈高〉／宮城道良
- ①2010・4～6<761～763> 若者が語り継ぐ沖縄戦（上・中・下）〈中高大〉／平井美津子 松田浩史 宮城道良
- 2011・4<773> 中学生が取り組む沖縄戦学習〈中選択〉／角津裕美
- 2012・6<790> 沖縄の歴史から学んだ平和の大切さ―総合的な学習の時間を中心に〈小6〉／儀間奏子
- 2012・8<793> ある日本兵のつくられ方〈中高歴〉／松田浩史
- 2013・3<801> 「未来の主権者」の育成をめざす公民学習―最後の単元で考えた「普天間移設問題」〈中公民〉／山本悦生
- ③2013・3<801> 生徒に考えさせる日米安保条約、イラク戦争の授業〈中〉／斉藤英樹
- 2013・4<803> 島袋君の秘密―沖縄の基地問題学習〈中地理公民〉／長屋勝彦
- ④2013・5<804> オスプレイから考える日米安保と憲法〈高政経〉／山本正俊
- ⑤2014・7増<822> 12歳の憲法学習―未来の主権者となるために〈小6〉／西村美智子
- 2016・3増<847> 沖縄の自由民権運動―謝花昇〈小〉／米須清貴
- ②2016・3増<847> 高らかに響け！『平和の鐘』―合唱コンクールで沖縄の平和を〈中〉／佐藤瞳
- 2016・3増<847> 東京で感じる沖縄〈中〉／加藤雅子
- 2016・3増<847> 「平和サミット」で“ふるさと”を学び、問う〈高〉／延和聰
- ⑥2014・10<825> 社会科・平和学習―沖縄から北富士へ、自分とのすりあわせ〈中歴史〉／渡辺功資
- ⑧2016・5<849> 「沖縄」を学んだ大学生―その論述からうけとめたこと〈大歴史〉／丸浜昭
- ⑦2016・7<851> 平和学習を生きることにつなげる―辺野古新基地建設問題を考える〈中総合〉／喜屋武幸
- 2016・7<851> 定時制課程における修学旅行事前学習の試み〈高日史〉／矢口正樹

<以下、⑨～⑫の下線部が報告での引用部分>

II 学生の論述から 『歴史地理教育』2016・5<849> 『沖縄』を学んだ大学生―その論述からうけとめたことより

⑨<A> 日本の戦後はアメリカによる占領から始まった。そして、日本本土の沖縄の占領はまったく異なる。…それはその期間であり、その形式であり…その沖縄はいま大変な困難に直面している。…本土は1945年8月に終戦を迎え、そこから占領期が始まったが、沖縄の戦後は6月に始まったとって良い。日本で唯一の地上戦がおこなわれた沖縄では…本当に多くの人々が様々な死を迎えた。…日本本土の占領期はワシントン講和条約によって終了し、再び国際社会への復帰を許されたが、正反対に沖縄県民は正式に…アメリカの施政権下に置かれた。（2年・女性）

⑩ 私が考えた結果、この基地問題を解決することは、今の日本の体制ではとても難しいこと

であると感じた。日本が軍事力を持って、日米同盟を薄いものとしなければ解決しないのではとさえ、感じる。しかしながら、現在の日本を取り巻く国際環境では、日米の関係をなくすことは極めて危険であり、非現実的であると思われる。平和憲法の下、軍事力に力を入れず、経済大国として国際貢献してきた日本は、世界各国から見ても希で、貴重な国家であるはずだ。そういった国として活躍できたのは、日米安保条約によって、犠牲を払ってきた沖縄であるということを忘れていけないのであると私は思う。…今こそ、この平和国家としての日本を存続したいのであるならば、日本全体で、米軍基地を負担していかなければならいはずだ。けして沖縄だけが、平和の名の下、負担していかなければならない理由はないと言えるだろう。(3年・男性)

⑩<C> 新聞社の調査で、米軍基地があることで日本は守られている、安全だと考えている本土の国民が80%を超えているにも関わらず、実際に本土へ移設するとなると反対が多数を占めるということは、あまりにも矛盾しすぎている。沖縄県民を犠牲にして日本という国全体が守られているとするならば、それは非常におかしな考え方である。実際に、米軍基地が日本あるということが、北朝鮮やイスラム国などの、他国からの脅威に対する抑止力にもなっているということは事実である。そう考えると、日本にとって米軍基地の存在は必要なものだと思う。ならば、誰の人権も侵害されることなく、米軍基地の存在が必要なものであると、沖縄県民も含めた日本国民全てが思えるように、米軍基地の存在意義をもう一度見つめ直し、日米間における国単位での話し合いの下で、この問題を根本から解決すべきである。(2年・女性)

<補足> 基調提案では触れませんが、沖縄県出身の学生の論述を紹介します。

(普天間基地機能の一部岩国移設に関し) 国と沖縄県は誤った判断であると考えている。なぜなら、基地そのものを日本国内で話し合い、国内移動をするのではなく、アメリカと、直接アメリカ領土に移設するように話し合えば良いと考えるためである。…国は沖縄県民の声という一番尊重しなくてはいけないものを、アメリカ相手に強い気持ちで臨むことが必要だ。このことが一番沖縄県民が強く望んでいることであろう。沖縄基地は場所的に仕方のない地域的運命などの解釈をするのではなく、国が国であるということを沖縄県民に示して、アメリカに強い発言をすることが解決策であり、かつ対等で友好的であることが望ましいと考えた。(2年・男性)

Ⅲ 遠山茂樹「教育基本法の政治教育」

(『遠山茂樹著作集』第7巻 岩波書店、原典：宗像誠也編『教育基本法』新評論 1966)

教育基本法第14条 (1947年版第8条 一部語句変更)

「良識ある公民として (たるに) 必要な政治的教養は、教育上 (これを) 尊重されなければ (しなければ) ならない。」

⑫ 「…戦前の教育に、政治教育がなかったのではなく、修身科・公民科をはじめあらゆる教科で、徹

底的に忠君愛国・国家至上の教育がつぎこまれたのであった。つまりその政治教育は、支配者たちの要求に何の疑惑も持たず服従する国民をつくる教育であった。教育の中立性の名において、教員を政治的無能力者とし、権力者支持の一方的な政治教育を強制し、これによって軍国主義教育の地盤をつくり、国民を太平洋戦争の悲劇におとし入れたのであった。

教育基本法第8条（現行14条）は、このような歴史の事実の反省の上に立ち、この悪しき伝統から脱却せねばならぬとの決意のもとに書かれたことを、私たちは銘記しなければならない。

すなわち、教育が権力の支配のための道具となることを拒否することが、この第8条のめざす政治教育を実現する大前提なのである。そして現実の政治の実体、社会の矛盾の真実を児童にしっかりと見つけさせる自由、政治・社会の現状を客観的に、批判的に認識させる教育の自由は、何をさしおいても確保されなければならない。前述したように、政治教育の自由は、教育の自由、教育の自立の焦点であり、これを失えば、いかに口に民主主義とか平和を説こうとも、戦前の「臣民教育」に墮してしまうのである。

権力の要求に追随する政治教育を行うことはやさしい。政治にたいする批判精神を殺しさえすれば、何の苦勞もない。教育の政治的中立を名として、政治にかかわらぬ方針をとることも、政治にたいする批判精神を育成しないという点で、権力に従属する政治教育、「臣民教育」を行っているのである。教師は政治にたいし「中立」でなければならぬという理由で、こちらの政治的立場にも一利一害があり、あちらにも一利一害があると解説することも、児童から問題意識を引き出すことができず、批判的精神と政治的実践の力を育てない点で、「臣民教育」を行っていることを意味する。それでは現存秩序に適合する人間は作れても、20年後の社会を担う人間をつくる政治教育、教育基本法が求める「良識ある公民たるに必要な政治的教養」を持たせる教育をすることにはならない。」